

絶に對し審査中絶は八倍に達しているが、これに反し広島県では〇・〇一五倍に過ぎない。

次に新優生保護法が旧「國民優生法」と異なる一特色は優生結婚相談所に関する規定(第五章)を掲げていることで、戦後の人口政策的要望にそおうとしている点である。その全文を掲げれば左のとおりである。

「第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に應じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため優生結婚相談所を設置する。

第二十一条 優生結婚相談所は、都道府府に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2 優生結婚相談所は保健所に、これを附置することができる。

第二十二条 国以外の者は優生結婚相談所を設置しようとするときは厚生大臣の認可を得なければならぬ。

2 前項の優生結婚相談所は厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

第二十三条 この法律による優生結婚相談所であれば、その名称中に優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は命令でこれを定める。」

なお現在までに設置された公私の優生結婚相談所は第二表のしめすとおりである。

第二表 優生結婚相談所設置数

	設置数	私立 設置	可 認
道森手形島	1	1	
北海	2	1	1
青岩山福	2	1	1
福崎東新富	1	1	
福長岐靜三	1	1	
滋京大奈和	1	1	
鳥島岡広徳	17	10	7
香高福鹿	10	14	
兒計	10	10	
賀都阪良山	1	5	4
取根山島島	34	8	26
川知岡島	5	1	4
計	113	51	62
	145	11	134

農地制度の改革とその状況

農地制度が日本農村、ひいては日本社会全般の正当な発展を阻害する重圧として幾多の問題を提起してきたことは、とくに大正年代以降の頻発する小作争議に、あるいは昭和恐慌以来の自作地増加傾向の中に観取されるとおりで、日華事変前後から太平洋戦争にいたる期間に採択された一連の土地管理政策も、戦争経済体制の強化の目標にそつて行われた土地制度近代化の要請の政策的変形であつたといつてよい。即ち、

(イ) 農地調整法(昭和一三年)は食糧増産の要請にこたえたものであり、耕作権の安定と、高率小作料の修正を目的とした。

(ロ) 小作料統制令(昭和一四年)は小作料の引上げの停止と適正化を意図した。

(ハ) 臨時農地価格統制令および臨時農地等管理令(昭和一六年)のうち、価格統制令は地価の高騰を抑制し之を停止せんとしたもので

(ニ) また食糧管理政策の面より昭和一六年産米から地主(在村)保有米制度を設け、不在地主については代金納制度がとられた(現物納の修正として重要意義がある)更に地主米価と生産者米価との二重価格制がとられ、小作料負担が軽減された。これは第一次農地改革の小作料金納化の基盤を与えたものである。

(第一次農地改革から第二次農地改革へ)

すでにこれらによつて土地制度の多くの修正がみられるのであるが、諸般の客観状況の激変は、農地改革の必然性を認識せしめ、敗戦直前昭和二十年十一月十六日農林省において農地改革に対する原案の発表となり、十一月二十二日閣議において修正され「農地調整法改正法律案」として第十九議會に提出された。議會ではこれを阻止しようとする動きが強かつたが、総司令部の農民解放指令が發せられたため若干の修正を加えて通過成

立し、十二月二十八日に新法律の公布をみた。これが所謂第一次農地改革であつた。この農地改革は、立案者によれば「日本の社会が真にデモクラシー化するためには日本の国民経済の構造において民主をなすもの即ち農業がその組織構造において民主々義化され農村社会が民主化の基礎条件を与えられねばならぬ」という必要から立案されたのであるが、その内容の概略は次の如きものであつた。

- (一) 不在地主の所有する小作地及び在村地主の所有する全国平均五町歩を超える小作地を五ヶ年の期限すきで小作人の希望により開放する。その面積は二百六十万町歩の全小作地の中約百万町歩に達する。その他に五十万町歩は地主にできるだけ勧誘して自作農創設のため土地を解放せしめる。
- (二) 現物小作料を金納化する。
- (三) 小作地の取上げについては要件を嚴重に制限し、市町村農地委員会の承認がないものは罰せられる。
- (四) 農地改革の推進機関としての農地委員会に広汎な権能を持たせる。

要するに広汎な自作農の創設、小作料の金納化と統制および耕作権の確立とが主たる内容であつたが各方面より多くの缺陷と不徹底とを指摘され二十一年五月対日理事会において英国案を骨子とする勧告案がつくられた。かくて第二次農地改革案の立案となり、同年九月第九十議会に農地調整法中改正法律案および自作農創設特別措置法案が提出され、十一月十一日通過成立をみた。かくて農地改革もいよく実施の過程にうつされたので

ある。(改正農地調整法は十一月二十二日施行され、手続法たる自作農創設特別措置法は十二月二十九日施行された。)

第二次改革の内容を要約すれば次の通りである。

- (一) 二百万町歩以上の小作地につき二ヶ年間の期限つきで自作農を創設する。国が地主から強制買収し、小作農に売渡し、地主小作人間の相對売買を認めない。
- (二) 買収の対象となる農地は一切の不在地主の所有地および在村地主の所有する小作地一町歩(北海道は四町歩)を超えるもの、自作地小作地を合して三町歩(北海道は十二町歩)を超えた部分の小作地である。
- (三) 農地価格は据え置きとする。地主に対する支拂は一部現金(四千円まで)他は農地証券(二十四ヶ年賦均等償還)で行う。小作人の支拂は二十四ヶ年以内の年賦支拂を認める。
- (四) 農地の買収及び売渡しは市町村農地委員会がその計画を作成し、都道府県農地委員会の承認によつて効力を生じ、知事が買収売渡の手續を行う。市町村農地委員会の構成が改められ、小作五、地主三、自作二とし選挙権は経営主のみならず成年の男女に擴大された。
- (五) 農地改革と共に未墾地の開放を行い、既墾地に準じて強制買収を行う。
- (六) 農地の移動制限を強化し潰廢の制限規定を設け知事の許可制とする。
- (七) 小作関係の改善については土地取上げの制限を強化し、耕作権の移動は当分知事の許可

制とし、新に最高小作料を定めた。田は收穫物の価格の二割五分、畑は一割五分である。

(農地買収状況)

小作地の買収はまず昭和二十二年三月三十一日を期し、不在地主の貸付地を対象として第一回の買収が行われてから二十四年三月二日にいたる二ヶ年間に於いて前後一回にわたる買収が行われた。この一回にわたる買収を通じて不在地主の貸付地約七四万九千町歩、在村地主の貸付地九四万六千町歩合わせて一六九万五千町歩の小作地が買収された。このほか財産税の物納、その他の管理替面積が二十四年三月二日現在で一七万四千町歩あり、これを合わせて政府の農地取得面積は一八六万九千町歩に達した。小作地以外の收野の買収面積は二十四年三月二日現在で二二万餘町歩である。

以上をもつて小作地買収は概略修了をつげ買収洩れその他の事情で残つたわずかの農地の買収がその後行われた。

かゝる買収実績は当初たてられた買収見込数字に比し(小作地見込一五八万町歩、管理替を含む総見込面積一八七万町歩)より大きく、小作地の解放が多くの障害をこえて比較的効果的に行われたことを示すといえよう。

(農地の賣渡し状況)

国家が買収した小作地は原則として従前その小作地を耕作していた小作農民に買収価格をもつて売渡される。二十四年二月末現在で農地の売渡し面積は水田一〇七万九千町歩、畑六八万九千町歩合計一七六万八千町歩に達している。二十四年三

月二日現在の買収及び管理替えの農地面積は約一八六万九千町歩であるから、農地の売渡し実績は政府が取得した農地の九四・五%に達し、この農地を買い上げた小作人の延人員は八九万四千人に達している。又牧野の売渡し面積は九万三千餘町歩で取得面積の四二・三%、買い上げ小作人の延人員は一五万七千人に達している。

この如き農地の売渡しによつて全国の自作地および小作地の構成に如何なる変化が変えられたか、農地改革直前において全国の小作地の割合は四三・五%であつたが、二十二年八月には三九・五%に減少している。取得地が全部小作人に売渡されれば全国平均小作地の割合は九・三%となるはずである。

農地改革が一応完了せる後になお小作地として残存する面積は、地主保有地として約四一万六千町歩その他四万八千町歩全体で約四六万五千町歩である。この残存小作地は従来の小作地の約一八・八%に当るのであるが、当初豫定された小作地の八〇%を解放せんとする農地改革の目標は一応達成されたこととなる。

かくて、農村社会の自小作別構成は次の如く変化した。即ち、昭和二十三年十二月の農林省推定によれば二十二年八月において全農家の三六・五%を占めていた自作農は凡そ七〇%に増加し、二〇%であつた自小作農は二二・五%となり、自作農は一六・九%から二〇%へ、小作農は二六・六%から五・六%へと著減を示しているのである。

※

以上のような農地改革が、果してその企図する

農村民主化の目的をよく果しえたかどうかは一つには農地改革自体の性格にかゝり、他は客観的條件によつて制約される。すでに多くの論者によつて指摘されたようにこの農地改革は進歩的な面と保守的な面を併せもつという矛盾せる性格を有する。高率現物小作料と耕作権の不安定によつて特徴づけられる地主的土地所有から小作農民を解放して、経済的にも人格的にも独立せる自営農民を作り出すという点においてはたしかに進歩的性格を有する。しかしその反面において農民の伝統的意識の中に強く巢喰う土地所有欲を満足せしめ、自作農という排他的、孤立的な小土地所有者を多く作り出しわが國農業問題の宿痼である小農体制をいよいよ強化しようとする点において保守的性格を強く有する。この両面の矛盾する性格が今後の農村民主化の問題についてたえず相克するであろう。

その他残された問題として一町歩の貸付地を認めたこと、山林原野を殆んどそのまま残したこと未墾地の開放が不徹底であること、又日本農業生産力発展の痛ともいふべき零細経営克服に対して何らのみるべき方策を構じえなかつた点などが農地改革の成果を著しく減殺するものとされている。

しからば、農地改革を包む客観的條件はどうか農産物の大部分を価値以下の低い価格で強制的に買上げる供出制度、ドツデライン下シエール擴大による農家購入品の価格騰貴、課税の重圧、外国貿易による圧迫といった幾多の悪条件が累積している。

この悪条件下恐慌の発現せんとするときに果してよく農民がその土地所有を維持し自作農民として健全な経営をつづけよく生産力をたかめ、生活水準を上昇せしめて、農地改革をして真の農業改革たらしめうるか、これ全く今後課せられたる困難にして重大なる問題である。

日本人口学会の成立

戦後わが国人口問題の重大性にかんがみ、関係学者の相互協力に資するとともに又研究の国際的協力に便するを目的として昭和二十四年一月二十三日新しく日本人口学会が創立せらるるに到つた。その創立趣意書並びに会員氏名を掲ぐれば次のとおりである。

日本人口学会創立趣意書

戦後の日本の人口現象は錯雑した社会経済情勢の下に異常な変動を来している。こゝにおいて日本の人口現象を各科学の分野から総合的に検討し、その現状と将来の傾向を明かにすることは日本再建、特に経済上及び公衆衛生上の諸問題の解決のため必要不可欠からざる事柄である。

更に日本の人口現象は世界の情勢に及ぼす影響が極めて大なるにかんがみ、これを世界の人口現象の一環として研究することもはなはだ必要である。そのためには特に我等の研究はどこまでも科学的客観的に事実の把握に終始すべきである。さきに来朝せる多くの外国の著名な人口学者たちの等しく力説したところも正にそれである。

これ等の事態にかんがみ、日本における各方面